

日弁連総第18号
2006年7月27日

国税庁長官 木村 幸俊 殿
総務省自治税務局長 河野 栄 殿
厚生労働省保険局長 水田 邦雄 殿
社会保険庁長官 村瀬 清司 殿

日本弁護士連合会
会長 平山 正剛

「多重債務者の支援，公的対処の必要性」について（要望）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当連合会は、標記につき以下のとおり要望しますので、趣旨をお汲み取りいただき、実現についてご高配下さるようお願いいたします。

また、当連合会は、貴庁（省）が本件に関する取り組みを行われる場合、積極的支援を行う用意がありますので、よろしくご検討いただきたくお願いいたします。

【 要望の趣旨 】

1. 税金（国税，市県民税），国民健康保険料（税），国民年金保険料を滞納している者が，徴収の窓口において多重債務者であることが明らかになった場合，地元弁護士会や日本司法支援センターの法律相談窓口など多重債務整理のための専門の相談機関を紹介されたい。
2. 徴収担当者は，多重債務者のプライバシーに配慮しつつ，多重債務の解決や，債務圧縮の基本的アドバイスができる知識を獲得して，納税相談能力の強化に努められたい。
3. 利息制限法の法定金利を超える利息を長期間にわたってサラ金・クレジット会社に払っている滞納者については，積極的に過払金回収の援助をするなどして，生活を立て直し，滞納状態解消のための建設的手だてを指導されたい。

【 要望の理由 】

第1 現状

1. 多重債務者と滞納の現状

現在、毎年の破産申立件数が全国で約20万件にのぼっており、多重債務のために生活が破綻に直面している者は150万人から250万人にのぼると言われています。

この多重債務に陥った人々が、最初に支払いを滞らせるのは、国税、地方税、国民健康保険料（税）、国民年金保険料等（以下「公租公課」といいます）であり、最後まで支払いを続けるのは取り立ての厳しいサラ金・クレジット会社への返済金であるのが実情です。

現在、公租公課の納付率が低下していますが、その背景には、サラ金・クレジット会社各社がほとんど審査もせずに、利息制限法の法定金利を超える高利で過剰に貸付け、極めて強引に取り立てている問題が存在しています。

2. 公租公課の高額・長期の滞納者の一般的ケース

公租公課、特に健康にとっての命綱である国民健康保険料（税）までも滞納する市民のかなり多くが多重債務者であるのが実情です。

多くの事例で、3年から5年間にわたってサラ金・クレジット会社と取引が継続し、3社ほどから借入をして、毎月の返済額が9万円から12万円に至ったところで、公租公課の滞納が始まっています。税金を滞納している世帯の多くが、サラ金、クレジットからの借り入れがかさんだゆえの多重債務に苦しんでいます（別紙グラフ参照）。

3. 蓄積した過払金の状況

公租公課を、1年以上にわたって滞納している者の多くは、滞納の始期をさかのぼること3年以上前からサラ金・クレジット会社からの借入を始めています。

ところで、ほとんどのサラ金・クレジット会社はいわゆるグレーゾーン金利での貸付けを行っているので、貸付けと借入れの取引履歴を利息制限法の法定金利で引き直して計算すると、借入期間が5、6年で残債務は0円となり、7年から9年間以上にわたって取引を継続していると10万円から50万円程度の過払金が発生します。

すなわち、かなりの割合の長期・高額滞納者は、サラ金・クレジット会社との取引期間が5年以上に及び、法律上は借金がゼロ、もしくは過払いとなっているにもかかわらず、借金の返済を続けているのです。法律上支払う必要のない借金の返済をしている一方で、公租公課を滞納しているのです（別

紙グラフ参照)。

第2 多重債務が解決することで行政機関が得られるメリット

1. 直接的なメリット — 滞納税の納付

多重債務者の債務を圧縮する、あるいはゼロにして、多重債務から解放されることで、それまで借金の返済に回していたお金を公租公課の支払いに回ることができます。

また、サラ金・クレジット会社と5年以上取引のある滞納者は、相当額の過払金債権を抱えています。法律上は過払金を回収して、滞納税に充当することができますのです。

2. 間接的なメリット

それまで高利の借入金の返済に回していた資金を、日常の生活資金に使うことが可能となります。収入のすべてを日常の生活費に利用できることで、生活保護受給に陥ることを防止し、また、受給世帯数は減少するものと思われます。

サラ金・クレジット会社の収益になっていた毎月の高利の支払金が、地域消費に回り、地域経済が活性化し、税収も増えるものと思われます。

市営、県営住宅の家賃の未納が減ります。それだけでなく上下水道料金、保育料や学校給食費の未納も減少するものと思われます。

健康保険証の交付を受けて安心して医療機関の診療が受けられるようになります。医師の診療を受けられず、病状が悪化し、仕事ができず、ますます貧困の度合いを深め、滞納額が膨らむという悪循環を断ち切ることができます。

借金を原因とした自殺、夜逃げが減り、また借金を原因とする横領、窃盗が減り、地域の安全を図ることができるものと思われます。

第3 行政（徴収部門）が取り組むべき行政事務

1. 行政が多重債務解決のために取り組む必要性

これまで多くの弁護士が、個々の依頼者から依頼を受け、任意整理、破産、個人再生等の手続により、多重債務問題の克服に取り組んできました。

しかし、生活破綻に直面している多重債務者が150万人から250万人といわれる現在、実際に弁護士会が関与して各弁護士が相談にのっている件数は、その一部に留まっています。弁護士会・弁護士が独自に取り組むだけでは解決できる数に限界があります。

この限界を克服するためにも、市民が福祉や納税の窓口で相談に訪れたと

き、多重債務の解決に向けて適切なアドバイス、援助ができる体制を整える取り組みが必要です。

2. 具体的に取り組みをお願いしたい事項

(1) 多重債務の専門相談窓口への案内誘導およびパンフレットの作成配布

市民が生活に困ったとき、まず訪れるのは、市町村区の福祉の窓口だと思われます。

また、公租公課の支払いが滞って公務所から督促状が届けば、担当窓口で電話し、あるいは窓口を訪れ相談することになります。

このとき、市民と接触する職員は、経済的に困窮している原因、公租公課が支払えない原因を聴取し、その原因が多重債務であるならば、債務整理の相談を受け付けている地元弁護士会や日本司法支援センター(平成18年10月開設予定)の法律相談窓口など専門機関を紹介できる体制を整えるべきです。もっとも、その際に多重債務者のプライバシーに配慮すべきことは、いうまでもありません。

口頭で指導するだけでなく、相談窓口の連絡先を記載し、各債務整理のメニューを案内したパンフレットを作成し、市民が入手しやすい場所に常置すべきです。

まずは、地元弁護士会の相談窓口を明示したポスターやパンフレットの備え付けを実施してください。

(2) 窓口職員の相談能力・相談体制の強化

相談窓口を紹介するだけでは、市民がたらい回しにされ疲弊するだけで、多重債務の解決につながらないこともあります。

市民から相談を受ける福祉課および納税課職員は、債務整理の基本的な知識を身につけ、債務整理の方法について概略的なアドバイスができる能力を身につけることが有益です。そのための十分な職員研修体制を整えていただきたいと存じます。

(3) 回収した過払金を滞納税へ充当すること

より直接的には、納税相談の一環として、滞納者のサラ金・クレジット会社に対する過払金債権の回収の援助をし、そして回収した過払金を滞納税の支払いに充てるよう助言・指導することが有益です。

市町村区の徴収担当職員は、長期・高額滞納者には、臨宅(家庭訪問)して、税金を滞納している市民とあまねく接触しています。資産状況はもちろん、家族状況、毎月の収入額、給料日等について把握しているは

ずです。社会保険事務所の職員も同様の調査を行っています。

税務調査の一環として、滞納者からサラ金・クレジットの借入れ状況を聴取し、その取引期間が5年を超えている場合は、過払金の回収の援助をし、または、過払金の回収ができる地元弁護士会の相談窓口を紹介すべきです。

税の公平な負担の観点からすれば、回収した過払金は、滞納税に充当すべきです。

3. 過払金を回収することによる副次的な効果

過払金の存否の判断に当たっては、滞納者からサラ金、クレジット会社との取引期間・履歴を聴き取る必要があります。当然のことながら、理由も説明せずに滞納者から借金の内容を聞くことはできません。グレーゾーンについての法的説明によって、借金が減ったり、過払金が返ってくる仕組みを理解してもらう必要があります。それをきっかけとして、滞納者は、他のサラ金からの借入についても「借金が減るんじゃないか、過払金があるんじゃないか」と気がつくはずです。

税金を滞納している多くの多重債務者は、行政に相談に行くという知識と意欲さえなく、また行政に相談することを怖がっています。

税金を滞納している場合、滞納者自身が役所まで行かなくとも、行政担当者のほうから積極的に市民の自宅まで臨宅しています。その機会に、これまで、グレーゾーンの知識など全くなく、情報の埒外に置かれていた市民が、徴収担当職員と会って助言指導を受けることで、多重債務から解放される絶好の機会となり得るのです。

第4 最後に

公租公課は、破産しても免責されません。税金の支払いは最初に滞り、最後まで残ります。

破産後免責決定を得ても、公租公課の分納が始まるだけで、生活再建の目途がつかない人々が少なからず存在することは由々しい事態です。

しかし、過払金を回収して滞納税に充当することによって多重債務問題が解決できれば、幾多の効果を収めることとなるものと思われます。